

実質増税?! どうなる消費税!!

インボイス制度について学ぶ研修会
政策委員会・経営労働委員会 共同設営

インボイス制度とは、なにか
(適格請求書等保存方式制度)

invoice

玉村 ● インボイス制度への変更で、
実質的に増税になるところがあるのでしょうか。

谷口 ● 消費税制において、2023年10月から
仕入税額控除の要件として適格請求書等保存方式
いわゆるインボイス方式の導入が
予定されています。

この制度が開始されると、免税事業者は
インボイスを発行できず、
取引先が仕入税額控除はできないことから、
取引先から敬遠されたり、取引価格の値下げを
要求されるなどの不利益を被る可能性があります。
これを回避するために

課税事業者になる等の対応が必要となり、
実質的増税となる可能性も高く、
早いうちに対策を検討していただきたいですね。

玉村 ● 免税事業者以外は影響を受けないのでしょうか。

谷口 ● 課税事業者も自らのインボイスの発行事務処理、
取得した取引先のインボイスの適格性の
調査等事務量が增加するほか、
不適格なインボイスにより仕入税額控除を
受けられないリスクを負わねばならず、
その負担の増加は看過できません。
また先のことと考えず、
今からしっかり備えることをお勧めします。



政策委員長から一言!

インボイス制度を自分ゴトと捉えてほしいです。
まずは学ぶという姿勢で、できるだけ多くの方
の参加をお待ちしています!



講師 谷口 純一氏



玉村 匡 政策副委員長



志磨 弘道 政策委員長

■ 講 師：谷口 純一氏
谷口純一公認会計士・税理士事務所

■ 司会進行：玉村 匡 政策副委員長

スケジュール

開会挨拶	湯浅 厚二 経営労働委員長
インボイス制度研修	谷口 純一氏 60分
グループ討論	各位 40分
講師への質疑応答	15分
閉会挨拶	宿野 秀晴 副代表理事

2021 **11.16** TUE

14:00 ▶ 16:00

Zoomによるオンライン開催
(ID・パスワードは参加申込者にお知らせします)

インボイス制度について学ぶ研修会
政策委員会・経営労働委員会共同設営



一般社団法人 京都市中小企業家同友会 京都市下京区四条通室町東人函谷鉾町78番地 京都経済センター
事務局担当 田島・新田 ☎(075)354-5007